

北海道障がい者条例の本格施行 に向けた基本方針

北海道障がい者条例施行準備推進本部(本部長:高橋はるみ知事)決定

平成21年7月8日
北海道

1 条例の施行に向けた主な検討課題等

(1) 条例のポイント

○障がい者が暮らしやすい地域づくり

○障がい者の権利擁護

(2) 検討方針

「障がいのある人が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の方針により本格施行に向けた準備を進める。

○道内各地域における地域間格差の是正を図りながら、「地域力」（地域の課題解決力）を高め、地域で暮らす障がい者が必要とする支援の確保を目指す。

○福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と「連携と協働」を図る取組を推進する（庁内各部の連携強化）。 参考資料4

○関係者との「対話」を重視する。

施行に向けた主な検討課題

■「地域づくりガイドライン」の策定

・各市町村において整備することが望ましい地域で暮らす障がい者の支援体制など地域づくりのあり方を指針化 参考資料1

■圏域ごとに、ガイドラインに基づく地域づくりを支援する専門職（地域づくりコーディネーター）を配置

■地域でサポートする人材の養成 等

■「就労支援推進委員会」の設置と「就労支援推進計画」の策定

・企業など関係者が連携し、官民一体となった障がい者の就労支援の推進 参考資料2

■障がい者就労支援企業の「認証制度」導入と普及等による企業との連携の推進

■就労支援に関する業務を行う指定法人制度の導入 等

■各圏域ごとに設置する「地域づくり委員会」等の具体的な運営方針の策定 参考資料3

・地域づくり推進員が中心となり、地域で暮らす障がい者の権利事案や地域づくりなどを協議する場

・必要に応じ、立入調査、改善指導・勧告等を実施

■知事を本部長とする「暮らしやすい地域づくり推進本部」の運営方針の策定 1

地域づくりの推進

就労支援の推進

地域づくり委員会等

2 施行に向けたスケジュール

■ 21年3月

7月

※条例公布、第1章、第2章及び第9章（総則・基本的施策・雑則）の施行

○条例施行準備推進本部による「施行に向けた基本方針」の決定

「対話の重視」による十分な施行準備

- 施行準備のための有識者会議（北海道地方障害者施策推進協議会）による検討
- 道内各地におけるタウンミーティングの実施
- 関係団体等との意見交換
- シンポジウム開催 等

10月

※第3章（障がい者の権利擁護）の施行

※年内を目途に、条例の施行方針を決定

■ 22年1月

■関係者への条例の施行方針の十分な周知

4月

○条例本格施行（第1章、第2章、第3章及び第9章以外のすべて）

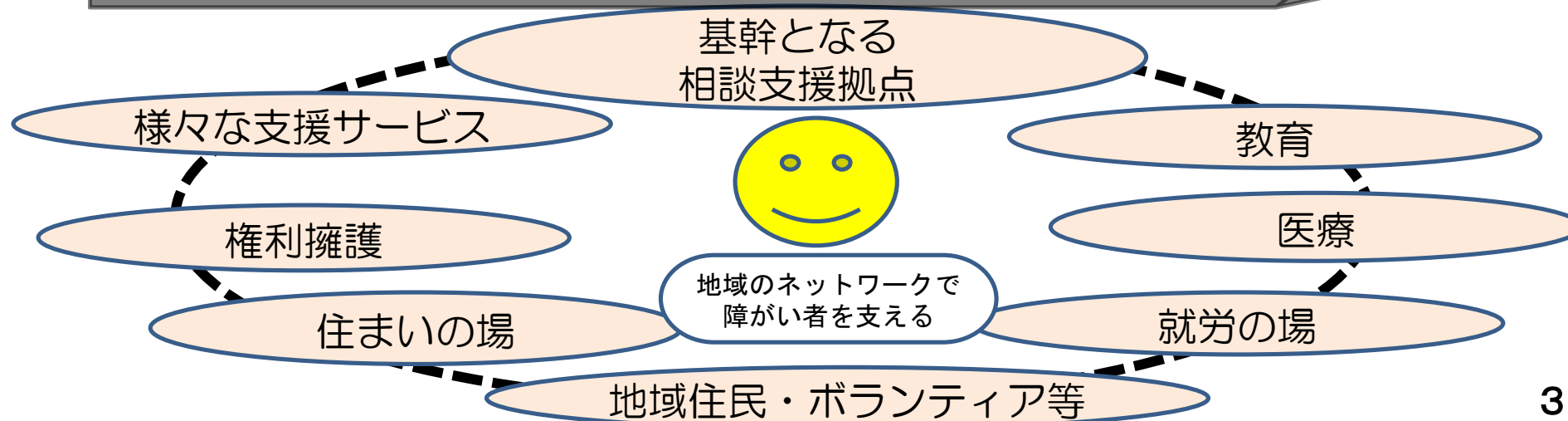
■道の取組み

- 21 障害保健福祉圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくりの専門的な支援を行う「地域づくりコーディネーター」を配置する事業を21年度より先行実施。
- 今後、この事業の実施状況を踏まえつつ、有識者や関係者の意見を聴取しながら「地域づくりガイドライン」を策定し、具体的な「地域づくり」の支援策を検討。

〔目指す姿〕

- ◎各市町村において、福祉のみならず、企業、教育、医療等さまざまな関係者や地域住民が「協働」するネットワークにより、障がい者の暮らしを支援する地域づくりを推進（「地域力」の向上）

〔ガイドライン事項〕相談支援体制の確保、地域自立支援協議会の設置・運営、地域マップ、地域住民による支援体制の確保、地域による就労支援、市町村が設置する調整委員会など



企業等の認証制度の積極的な活用

北海道認証



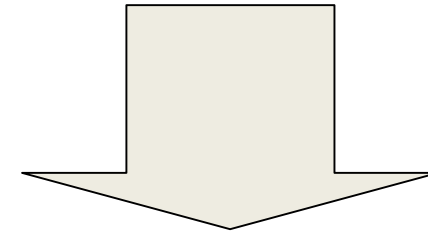
障がい者就労支援企業

働く障がい者を応援しています



「北海道障がい者条例」
において認証制度が位置
づけられている

■障がい者の就労の重要性を踏まえ、条例の施行に先行し、本年4月から就労支援企業認証制度を実施。



■本年度における本制度の成果を踏まえ、より効果的な制度となるよう検討を行い、来年4月から条例に基づく制度として実施。

→幅広い関係者と連携し、制度の普及を行う

認証取得企業に対するインセンティブ

評価対象となる企業の取組

■障害者の多数雇用

■障害者の福祉事業所への優先的発注（積極調達）

■障害者の福祉事業所の製品の販売支援（店舗の販売スペース無償貸し付けなど）

■障害者の職場実習の受入

■ジョブコーチの配置

■その他 障害者の就労支援に特に寄与する取組として有識者委員会で認められたもの

左記の基準に応じて、ポイント評価

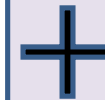
★の数で表示

入札上の優遇

○入札に際し、価格のみで落札企業を決定するのではなく、認証取得企業については加点評価を行う

※多少、価格的に劣位であっても就労支援の取組要素が評価され、落札しうる。

価格要素



認証
ポイント

随意契約等の配慮

○随意契約や指名競争入札の指名の際にも配慮

○市町村等にも配慮協力の依頼

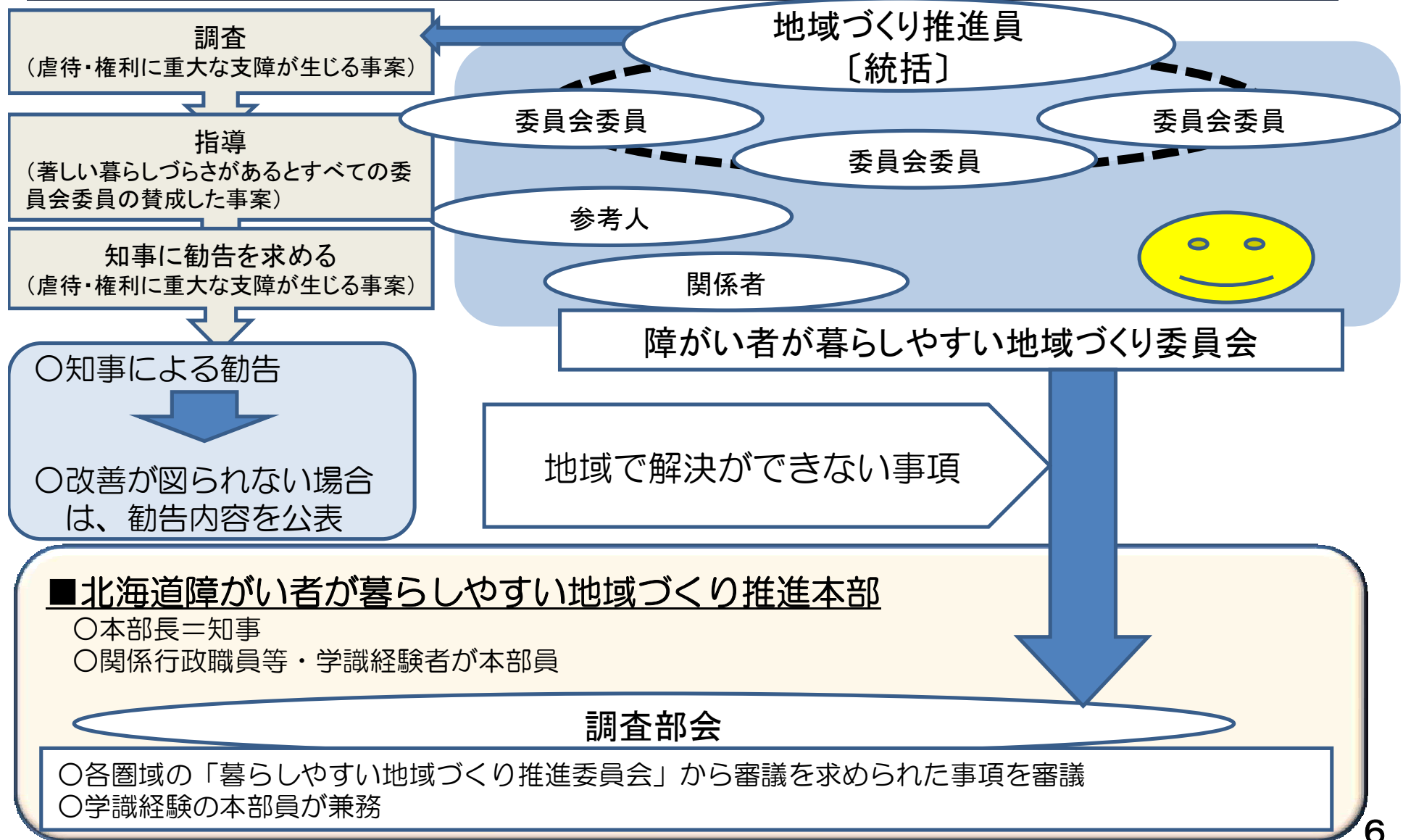
低利融資（制度融資）

○一定以上の認証ポイントを取得した認証企業については、「中小企業総合振興資金」の事業革新貸付の対象

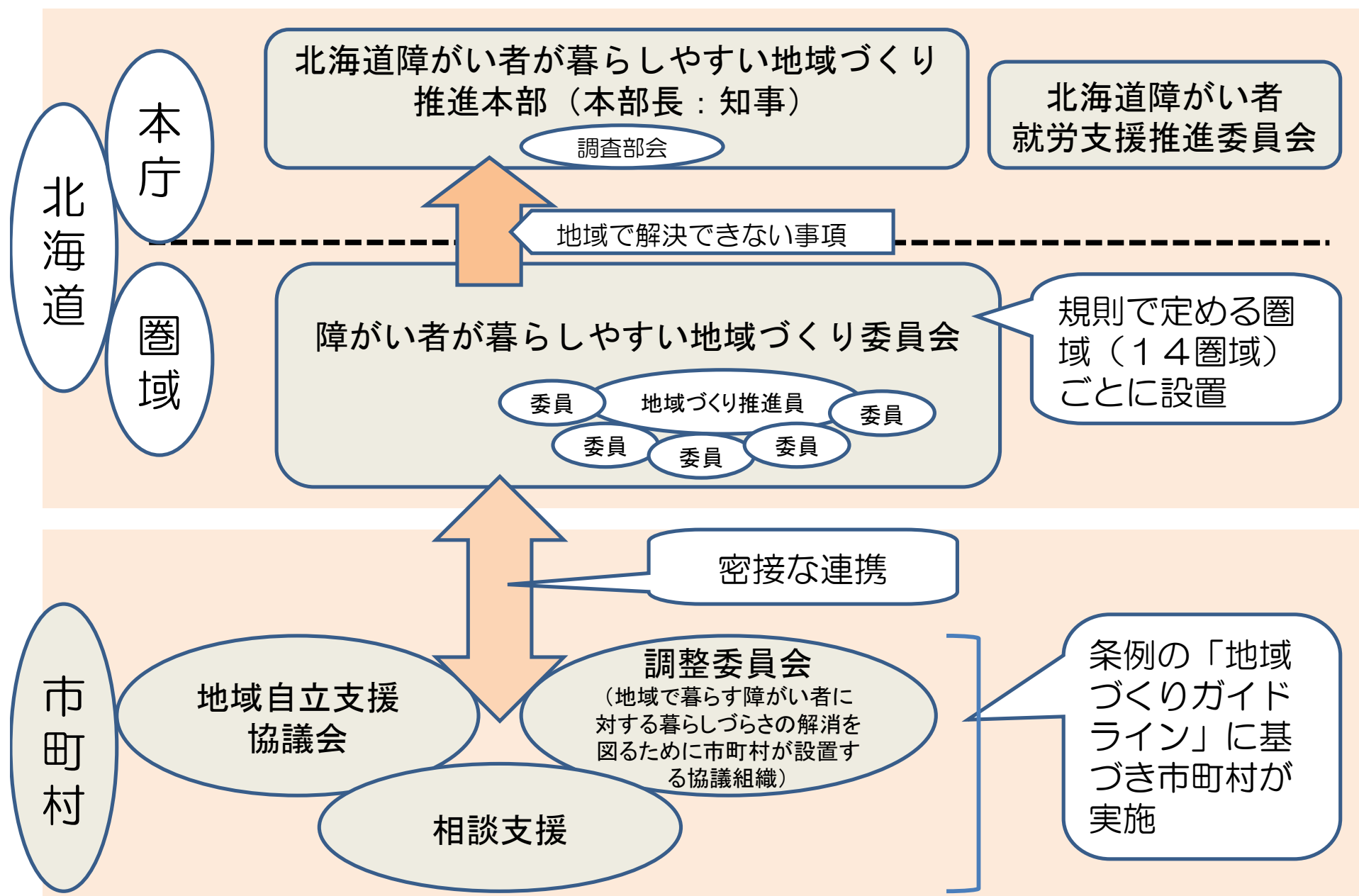
参考資料 3

地域づくり委員会と地域づくり推進本部の設置・運営

- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 → 運用方針の策定など具体的な制度設計
- 規則で定める圏域ごとに設置
 - 協議事項 ・ 支援サービス、差別や虐待、その他障がい者の暮らしづらさに関すること



〔参考〕 北海道障がい者条例に基づく関係組織等



各部局連携による施策横断的な対応の必要性

■ 条例第3条第2号（基本理念）

「保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと」

■ 例えば、・・・

○障がい者の就労支援

- ・ 雇用、福祉、教育（特別支援教育）が連携した就労支援
- ・ 企業の工場内に障がい者の働くラインを設置等（経済施策と福祉との連携）
- ・ 企業や自治体による障がい者の事業所からの積極的な調達
- ・ 農業を障がい者の就労の場として活用（「農・福」連携）
- ・ 観光関連で障がい者の作業所の製品を活用
- ・ 商店街の空き店舗を障がい者の働く場として活用

○移動手段の確保

- ・ 交通施策との連携

○バリアフリーの推進

- ・ 建設・交通等に関するバリアフリー法等の活用

○住まいの場の確保

- ・ 住宅施策との連携

○障がい者に関する理解促進・権利擁護

- ・ 学校教育との連携や企業の協力など